

生駒市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、ごみの散乱を防止することにより地域の環境美化の促進を図り、もって公衆衛生の向上に資するために、ごみ集積施設の設置又は改修（以下「事業」という。）を行った自治会に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ置場 地域住民が維持管理を行う一般家庭ごみの排出場所をいう。
- (2) ごみ集積施設 ごみ置場に設置され、かつ、当該ごみ置場を利用する世帯の一般家庭ごみを一括して収納できる施設をいう。施設の形状としては、ごみの回収が容易で一辺以上が開閉式になっており、長期かつ反復の使用に耐える構造のもの。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、利用する世帯の数が10以上であるものにおいて、ごみ集積施設を設置、または改修することに要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ごみ集積施設1ヶ所につき補助対象経費の2分の1以内の額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の限度額は、30万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助対象経費に係る事業の着工予定日の1月前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（現場写真含む。）
- (2) 計画設計図又はこれに準ずるもの
- (3) 交付申請額のわかる書類（見積書、パンフレット等の写し）
- (4) その他参考となる書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により当該自治会に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付の決定を受けた自治会は、補助金の対象となる事業の内容を変更

し、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた自治会は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業完成写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他参考となる書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該実績報告を行った自治会に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 補助金の交付を受けた自治会は、補助金の額が確定し通知を受けた場合、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた自治会又は補助金の交付を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示又は生駒市補助金等交付規則の規定に違反したとき。
- (2) 第6条第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（施行の細目）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成8年9月1日から施行し、同年4月1日以後に完了した事業について適用する。

（交付申請の特例）

- 2 平成8年度予算に係る補助金の交付の申請については、第5条中「補助対象経費に係る事業の着工予定日の1月前」を「市長が指定する日」とする。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

年 月 日

生駒市長 殿

申請者
自治会長 住 所
氏 名
電話番号

自治会

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、ごみ集積施設整備事業補助金の交付を受けたいので、生駒市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助の対象となる事業の区分（該当する番号を○で囲んでください。）
 - (1) ごみ集積施設の新設
 - (2) ごみ集積施設の改修
- 3 事業の概要

| | |
|-----------|-------|
| 事業の実施場所 | |
| 利用世帯数 | 世帯 |
| 実施予定年月日 | 年 月 日 |
| 完成予定年月日 | 年 月 日 |
| 事業請負予定業者名 | |
| 総予定事業費 | 円 |

4 事業実施理由

5 添付書類

- (1)位置図（現場写真含む。）
- (2)計画設計図又はこれに準ずるもの
- (3)交付申請額がわかる書類（見積書、パンフレット等の写し）
- (4)その他参考となる書類

6 注意事項

関係地域住民と事前に充分協議した上で事業を進めること。

様式第2号（第6条関係）

生環保第 号
年 月 日

自治会
会長 殿

生駒市長

補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあったごみ集積施設整備事業補助金に
ついて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件

- 4 不交付とした理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

生駒市長

殿

申請者

自治会

自治会長 住 所

氏 名

電話番号

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け生環境第 号で補助金交付決定を受けたごみ集積施設整備事業補助金について、生駒市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更の内容(該当する番号を○で囲んでください。)

- (1) 補助金に係る事業の変更
- (2) 補助金に係る事業の中止
- (3) 補助金に係る事業の廃止

2 変更箇所及び理由(中止及び廃止の場合は、理由のみ記入してください。)

(1) 変更箇所

(2) 理 由

3 添付書類

(1) 変更箇所に係る書類

年 月 日

生駒市長 殿

申請者

自治会

自治会長 住 所

氏 名

電話番号

実 績 報 告 書

年 月 日付け生環保第 号で補助金交付決定の通知を受けたごみ集積施設整備事業が完了したので、生駒市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業内容

| | |
|---------|-----------|
| 事業の実施場所 | |
| 事業区分 | 1 新設 2 改修 |
| 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 事業請負業者名 | |
| 総事業費 | 円 |

3 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 事業完成写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他参考となる書類

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

生駒市長 殿

請求者 自治会
自治会長 住 所
氏 名
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け生環境第 号により交付決定を受けたごみ集積施設整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

| | | | |
|------|--------------|-------------------|------------------------|
| 請求金額 | | | |
| 振込口座 | 金融機関名 | 銀行・信金・信組 農協・労金 | 本店・支店・代理店 本所・支所・出張所 |
| | 預金種別 | 普通 当座 | |
| | 口座番号 | | |
| | フリガナ 口座名義 | | |

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、必ず委任状を添付してください。